

令和2年（2020年） 地域森林計画の樹立及び変更（案） （概要）

1 地域森林計画について	・・・	1
2 地域森林計画（案）の内容		
(1) 基本的考え方	・・・	2
(2) 胆振東部、宗谷、網走東部 地域森林計画（案）の樹立のポイント	・・・	2～5
(3) 胆振東部地域森林計画（案）の概要	・・・	6～8
(4) 宗谷地域森林計画（案）の概要	・・・	9～11
(5) 網走東部地域森林計画（案）の概要	・・・	12～14
3 地域森林計画変更計画（案）の内容	・・・	15～16

1 地域森林計画について

(1) 森林計画制度

- 森林は、水源の涵養、木材の生産、山地災害の防止、保健休養の場の提供、生物多様性の保全、地球温暖化の防止など様々な機能を有しています。
- 森林の造成には長い年月を必要とするため、計画的・長期的な視点に立った適切な管理と育成が必要です。
- このため、森林所有者や行政等が連携を図りながら、地域の森林づくりの目標や規範となる計画を作成し、これに基づき森林の整備や保全を行っています。
- 道では、全道13に区分された森林計画区毎に、地域森林計画を樹立しています。

(2) 地域森林計画

- 地域森林計画は、国がたてる全国森林計画に即して、都道府県が5年毎に10年を一期としてたてる計画です。
- 地域森林計画では、森林づくりを計画的に進めるため、地域の特性に応じた森林の整備及び保全の目標や地域の森林・林業のマスタープランである市町村森林整備計画に記載する森林施業や保護の規範となる事項の指針を示しています。

(3) 樹立する計画区と計画期間

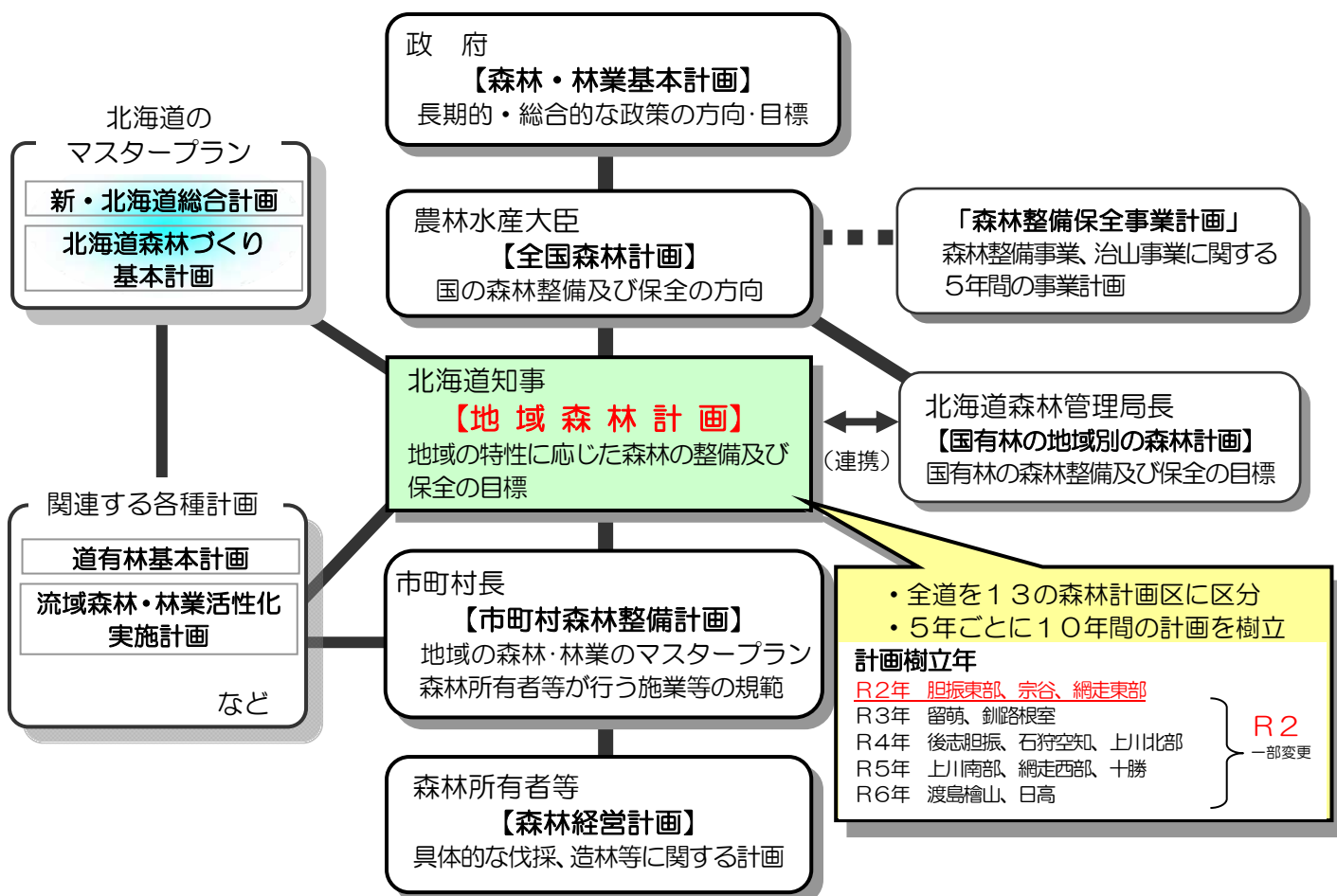
- 胆振東部、宗谷及び網走東部の3森林計画区
- 令和3年4月1日～令和13年3月31日（10年間）

(4) 変更する計画区と変更計画の始期

- 樹立計画区を除く10森林計画区
- 令和3年4月1日



〔森林計画制度の体系〕



2 地域森林計画（案）の内容

（1）基本的考え方

① 北海道森林づくり条例等との整合

道では、北海道森林づくり条例に定める基本理念及び北海道森林づくり基本計画の長期的な目標（めざす姿）や地域の森林・林業・木材産業の現状等も踏まえ、国の全国森林計画に即して地域森林計画を樹立しています。

北海道森林づくり条例の3つの基本理念

地域の特性に
応じた森林づくり

林業及び木材産業等の
健全な発展

道民との協働による
森林づくり



めざす姿

- ・自然条件や社会的条件に応じた多面的機能が発揮される森林
- ・道民生活への木材・木製品の利用の定着
- ・木育による豊かな感性と思いやりの心を育む人づくりと「木の文化」が息づく社会

② 地域の方々などの意見把握と計画への反映

計画の策定に当たっては、検討段階から地域の方々々に森林づくりに対する関心や理解を深めてもらう取組が必要です。

このため道では、計画を樹立する地域において「地域森林づくり検討会」を開催し、地域の課題や森林づくりの方向性などについて意見交換を行い、この結果を計画に反映しています。

③ 前計画の検証

前計画の森林整備の目標や計画量に対する達成状況を把握・検証し、課題や対応方向を計画区ごとに検討した上で、新しい計画を樹立しています。



地域森林づくり検討会（稚内会場）

（2）胆振東部、宗谷、網走東部 地域森林計画の樹立のポイント

伐採計画については、人工林が本格的な利用期を迎えていることを踏まえて計画量を計上するとともに、造林計画については、伐採計画における主伐量に対応した計画量を計上しています。

さらに、「地域森林づくり検討会」などでいただいた意見等を踏まえて、それぞれの地域の課題について、次のように計画に反映しています。

ア 胆振東部森林計画区

主 な 意 見 等	計 画 書 へ の 記 載 (案)
<p>① 森林所有者の高齢化や後継者不足等により、森林経営に積極的でない所有者が増加しており、森林経営計画が認定されていない森林も多く、それらの森林を中心に、間伐等の森林整備が進まない事例や皆伐後に天然更新が図られる事例が多くなっている。</p>	<p>これまで手入れの行き届かなかった森林について、市町村が主体となって、適切な森林管理を進めるため、令和元年度に導入された森林経営管理制度を活用し、森林所有者の経営管理について意向調査を推進するとともに、その結果に基づき道、市町村、森林組合など地域の関係者が連携し、森林所有者に対して森林経営計画への参画を働きかけることにより、森林経営計画の認定率を向上させ、計画的な森林整備や主伐後の着実な更新を推進する旨を記載。</p> <p>(計画の大綱【計画的な伐採・造林】)</p>
<p>② 森林経営管理制度を活用し、適切な森林管理を進めるに当たっては、手入れの行き届かない森林の現況、不在村所有者や原野商法による小規模所有者等の情報を把握する必要がある。</p>	<p>リモートセンシングや森林GISなどのICTを活用し、効率的に森林の現況を把握するとともに、市町村の課税部局が所有する所有者情報を活用して、林地台帳の精度向上を図るなど、森林管理のための森林情報の収集・整備を推進する旨記載。</p> <p>(計画の大綱【森林管理のための森林情報の収集・整備】)</p>
<p>③ 林業労働者の高齢化が進んでおり、若手の林業労働者の育成・確保が課題となっている。</p>	<p>「胆振地域林業担い手確保推進協議会」において、担い手の育成・確保に向けた取組を進めているほか、令和元年度には、管内の林業事業体等で働く若者が「胆振林業青年部」を発足させ、担い手協議会とタイアップした高校生への林業のPRを実施するなど、若い人が林業に興味を持ち、就業意欲の向上を図る活動を積極的に実施しているほか、令和2年度に開校した「北海道立北の森づくり専門学院」では、全道各地で学生の実習やインターンシップを行うこととしていることから、実習フィールドの確保や学生の受入などに協力するなど、担い手の育成・確保を図る旨記載。</p> <p>(計画の大綱【担い手の育成・確保】)</p>

イ 宗谷森林計画区

	主 な 意 見 等	計 画 書 へ の 記 載 (案)
①	<p>利用期を迎えた森林が増えてい るが、森林所有者の森林への関心が 薄れており、適切な森林整備が進ま ず、森林経営計画の認定率が低い。</p>	<p>森林経営管理制度を活用して森林経営計画の作成を促進し、 集約化施業を行い、作業コストを抑えるとともに、自然条件が 厳しく、木材生産機能の発揮が難しい森林については、公益的 機能が発揮されるよう適切な森林の姿へ誘導するなど、発揮が 期待される機能に応じて、計画的な森林整備を推進するほか、 これまでほとんど森林整備が行われてこなかった離島の森林整 備等に向けた検討を進めていく旨を記載。</p> <p>(計画の大綱【計画的な森林整備の推進】)</p>
②	<p>林業事業体の数が少なく、また常 用の林業労働者数が年々減少傾向 にあることから、森林整備を計画ど おりに進められない。</p>	<p>平成29年度に「宗谷地域林業担い手確保協議会」を設立し、 担い手の確保に取り組んでいるほか、令和2年度に開校した「北 海道立北の森づくり専門学院」では、全道各地で学生の実習や インターンシップを行うこととしていることから、実習フィー ルドの確保や学生の受入などに協力するなど、担い手の育成・ 確保を図る旨を記載。</p> <p>(計画の大綱【担い手について】)</p>
③	<p>森林施業を効率的に実施するこ とが課題となっており、計画的に路 網整備を進めることが必要である。</p>	<p>長期間手入れのされていない森林については、林道や林業専 用道の整備が進んでいないことから、ICTの活用も図りながら 路網整備を進めていくとともに、効率的に木材生産を行うため には、路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの構 築が必要であることから、事業者の負担軽減を図りながら高性 能林業機械の導入を進める旨を記載。</p> <p>(計画の大綱【路網整備の推進】)</p>

ウ 網走東部森林計画区

主 な 意 見 等	計 画 書 へ の 記 載 (案)
<p>① 利用期を迎えた人工林の皆伐が進む中、伐採後に天然更新が図られることが多く、伐採跡地が増加しており、人工林資源の保続について懸念されている。</p>	<p>これまでも、伐採跡地の発生防止や解消に向けて、道、市町村、森林組合等の地域の関係者が連携して、伐採及び伐採後の造林の届出制度について森林所有者への指導の徹底や森林経営計画の作成促進などに取り組んできたところであり、今後は、森林統合クラウドシステムを活用して、伐採や伐採後の造林の最新の状況を共有し、森林所有者等への指導を更に徹底するとともに、計画的に伐採や人工造林が行われるよう、地域の関係者が連携し、森林経営計画の作成を更に働きかけるなど、造林未済地の発生の抑制に努める旨を記載。</p> <p>(計画の大綱【計画的な伐採・造林の推進】)</p>
<p>② 利用期を迎えた人工林の主伐が進んでおり、伐採後の再造林に必要な苗木の安定供給が課題であるほか、造林作業員の減少や高齢化が進んでいる。</p>	<p>計画的な伐採・造林の推進を通じて、苗木の需給調整が適切に行われるよう取り組むことに加え、安定した品質の苗木の効率的な生産、植栽作業の省力化や植栽本数の低減、植栽適期が長く、植栽面積の増加につながることを期待される「コンテナ苗」の利用拡大を推進するとともに、造林や保育作業に係る労働負荷の軽減を図るため、機械化を推進する旨を記載。</p> <p>(計画の大綱【優良な苗木の安定供給と造林・保育の軽労化の推進】)</p>
<p>③ 森林整備の担い手不足が課題となっており、主伐後の再造林を進めるためにも担い手の育成・確保が重要である。</p>	<p>平成28年に「オホーツク地域林業担い手確保推進部会」を設立し、人材の確保に向けた取組や、地域の担い手を対象とした研修などを行ってきたほか、令和2年度に開校した「北海道立北の森づくり専門学院」では、全道各地で学生の実習やインターンシップを行うこととしていることから、本部会が中心となって、実習フィールドの確保や学生の受入などに協力するなど、担い手の育成・確保を図る旨を記載。</p> <p>(計画の大綱【担い手の育成・確保】)</p>

(3) 胆振東部地域森林計画（案）の概要（令和3～12年度）

① 計画区の概要

ア 森林・林業の概要

森林面積^(注1)：総土地面積の約69%にあたる162千ha

民有林面積：99千ha(計画区の森林の61%)

民有林蓄積：13,466千m³

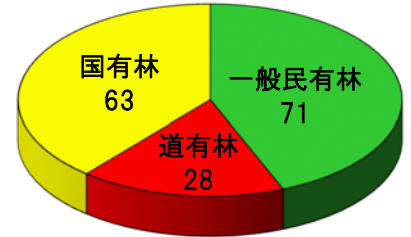
haあたり蓄積：136m³(全道では152m³)

伐採材積^(注2)：全道の3%の104千m³(うち民有林54%)

(注1) 平成30年度北海道林業統計

(注2) 令和元年度実績：道森林計画課調べ

森林の所管別面積（千ha）



イ 木材産業の概要

製材工場の原木消費量：144千m³（全道の8%）

製材出荷量：72千m³（全道の9%）

チップ工場の原料消費量：167千m³（全道の11%）

(注) 令和元年度実績：道林業木材課調べ

ウ 林業事業体等の概要

(令和2年3月31日現在)

区分	森林組合	造林業	素材生産業	木材・木製品製造業		
				製材	チップ	その他
胆振東部	1 (1)	16	22	7	9 (7)	5
全道	79 (47)	379	373	143	166 (123)	72

(注1) 森林組合の()は中核森林組合で内数、チップの()は製材との兼業で内数である。

(注2) その他は、合単板、集成材、フローリング、プレカットの工場である。

(注3) 単位は森林組合・造林業・素材生産業が事業体数、木材・木製品製造業が工場数である。

② 前計画（前期H28～R2）に対する実績（H28～R2見込み）及びその評価

※「実行率」=実績/前計画(前期)×100(%)

伐採

主伐は、利用期を迎えた人工林の皆伐が進んだことなどから、計画を上回った。

間伐は、間伐を見込んでいた比較的若齢の人工林の皆伐が進んだことや胆振東部地震により発生した被害木整理を優先したことから、計画を下回った。

(単位 材積：千m³)

区分	前計画	実績	実行率
主伐	265	404	152%
間伐	441	229	52%

造林

人工造林、天然更新は、着実に実施され、おおむね計画どおり実行された。

(単位 面積：ha)

区分	前計画	実績	実行率
人工造林	1,856	1,737	94%
天然更新	764	746	98%

保安林の指定

保安林の指定は、着実に実施され、おおむね計画どおり実行された。

(単位 面積：ha)

前計画	実績	実行率
4,307	4,150	96%

③ 計画事項の概要

ア 計画期末の森林資源

(ア) 施業方法別の森林面積及び蓄積

- ◇ 伐採跡地や未立木地への人工造林などにより、効率的な施業を行う育成単層林を造成
天然生林については、的確に保全・管理
- また、森林の公益的機能を高度に発揮させるべき立地にある育成単層林や天然生林については、樹下植栽や林相改良、疎林への植栽などにより、育成複層林へ誘導

(単位 面積：ha 蓄積：千m³)

	面積				総蓄積
	総計	育成単層林	育成複層林	天然生林	
現況	98,736	41,493	9,713	47,530	13,466
計画期末	98,736	41,811	10,606	46,319	15,762

(イ) 保安林指定面積

- ◇ 公益的機能の発揮に必要な保安林面積は合計 47 千 ha

イ 計画面積 (前計画 (H28~R7)、計画面積 (前期 R3~R12))

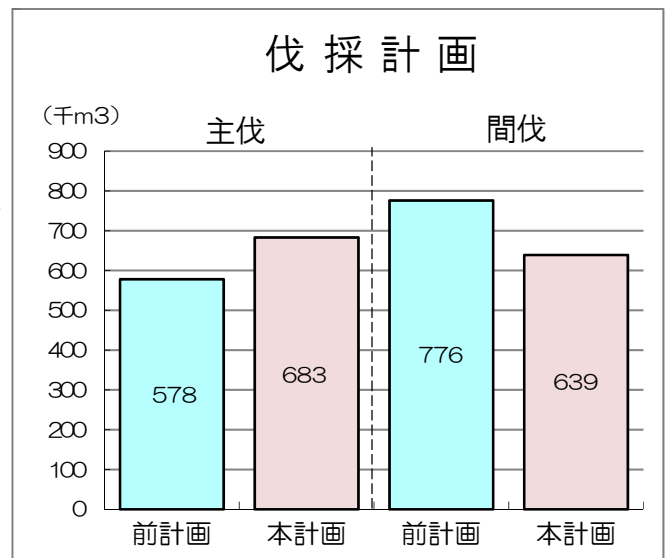
伐採

期待される機能に応じた将来の望ましい森林の姿に誘導するため、適切な時期での伐採、伐採箇所の縮小や分散、育成複層林化などを推進する計画

- ◎主伐：対象となる人工林が増加することなどから、前計画を上回る計画。
- ◎間伐：利用期を迎え、対象となる人工林が減少することから、前計画を下回る計画。

(単位 材積：千m³)

区分	前計画	本計画
主伐	578	683
間伐	776	639
計	1,354	1,322



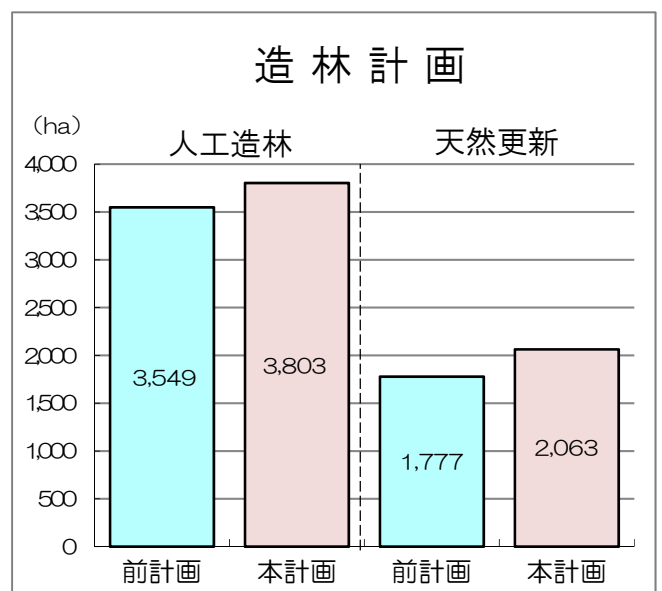
造林

伐採後の着実な更新を図るため、人工林については人工造林を、天然林については天然更新を基本とする計画

- ◎人工造林：主伐量の増加に伴い、更新が必要な面積が増加することから、前計画を上回る計画。
- ◎天然更新：主伐量の増加に伴い、更新が必要な面積が増加することから、前計画を上回る計画。

(単位 面積：ha)

区分	前計画	本計画
人工造林	3,549	3,803
天然更新	1,777	2,063
計	5,326	5,866



保安林の整備

◎保安林の指定・解除

水源の涵養^{かん}や土砂流出の防備などの森林の機能が失われないように保安林の指定を推進する計画

	水源涵養のための 保安林 ^(注1)	災害防備のための 保安林 ^(注2)	保健・風致の保全等 のための保安林 ^(注3)	合 計(ha)
保安林の指定	1,531	0	0	1,531
保安林の解除	0	0	0	0

(注1) 水源かん養保安林

(注2) 土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ防止、落石防止、防火保安林

(注3) 魚つき、航行目標、保健、風致保安林

◎要整備森林の指定・解除

公益的な機能が低下している保安林は特定保安林に指定されており、その中で特に施業を早急に実施しなければならない森林は要整備森林として指定される計画

また、要整備森林のうち、施業の実施が終了したものについては指定が解除される計画

	保安林種	特定保安林番号	要整備森林番号	箇所数	面積(ha)	所 在
指定	該当なし					
計						

	保安林種	特定保安林番号	要整備森林番号	箇所数	面積(ha)	所 在
解除	該当なし					
計						

(4) 宗谷地域森林計画(案)の概要(令和3~12年度)

① 計画区の概要

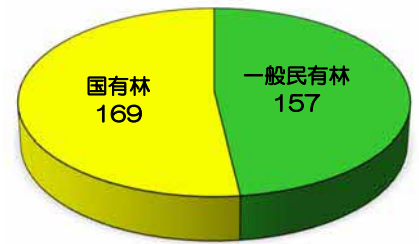
ア 森林・林業の概要

森林面積^(注1)：総土地面積の70%にあたる326千ha
 民有林面積：157千ha(計画区の森林の48%)
 民有林蓄積：18,407千m³
 haあたり蓄積：117m³(全道では152m³)
 伐採材積^(注2)：全道の3%の131千m³(うち民有林56%)

(注1) 平成30年度北海道林業統計

(注2) 令和元年度実績：道森林計画課調べ

森林の所管別面積(千ha)



イ 木材産業の概要

製材工場原木消費量：15千m³(全道の1%)
 製材出荷量：6千m³(全道の1%)
 チップ工場の原料消費量：7百m³(全道の0%)

(注) 令和元年度実績：道林業木材課調べ

ウ 林業事業体等の概要

(令和2年3月31日現在)

区分	森林組合	造林業	素材生産業	木材・木製品製造業		
				製材	チップ	その他
宗谷	4 (4)	14	8	2	1 (1)	1
全道	79 (47)	379	373	143	166 (123)	72

(注1) 森林組合の()は中核森林組合で内数、チップの()は製材との兼業で内数である。

(注2) その他は、合単板、集成材、フローリング、プレカットの工場である。

(注3) 単位は森林組合・造林業・素材生産業が事業体数、木材・木製品製造業が工場数である。

② 前計画(前期H28~R2)に対する実績(H28~R2見込み)及びその評価

※「実行率」=「実績」/「前計画(前期)」×100%

伐採

主伐は、伐採後の人工造林のめどが立たず、伐採を取りやめた箇所があったことなどから、計画を下回った。

間伐は、採算性の低い森林が多かったことなどから、計画を下回った。

(単位 材積：千m³)

区分	前計画	実績	実行率
主伐	194	141	73%
間伐	306	245	80%

造林

人工造林は、未立木地の解消が進まなかったことなどから、計画を下回った。

天然更新は、天然林の択伐が進まず、更新すべき森林が少なくなったことなどから、計画を下回った。

(単位 面積：ha)

区分	前計画	実績	実行率
人工造林	2,965	1,701	57%
天然更新	3,162	208	7%

保安林の指定

保安林の指定は、後期計画に繰り越した箇所があったことから、計画を下回った。

(単位 面積：ha)

前計画	実績	実行率
1,473	109	7%

③ 計画事項の概要

ア 計画期末の森林資源

(ア) 施業方法別の森林面積及び蓄積

- ◇ 伐採跡地や未立木地への人工造林などにより、効率的な施業を行う育成単層林を造成
天然生林については、的確に保全・管理
- また、森林の公益的機能を高度に発揮させるべき立地にある育成単層林や天然生林については、樹下植栽や林相改良、疎林への植栽などにより、育成複層林へ誘導

(単位 面積：ha 蓄積：千m³)

	面積				総蓄積
	総計	育成単層林	育成複層林	天然生林	
現況	156,702	38,391	27,948	90,363	18,407
計画期末	156,702	40,386	30,518	85,798	19,182

(イ) 保安林指定面積

- ◇ 公益的機能の発揮に必要な保安林面積は合計 **16千ha**

イ 計画量 (前計画 (H28~R7)、計画案 (R3~R12))

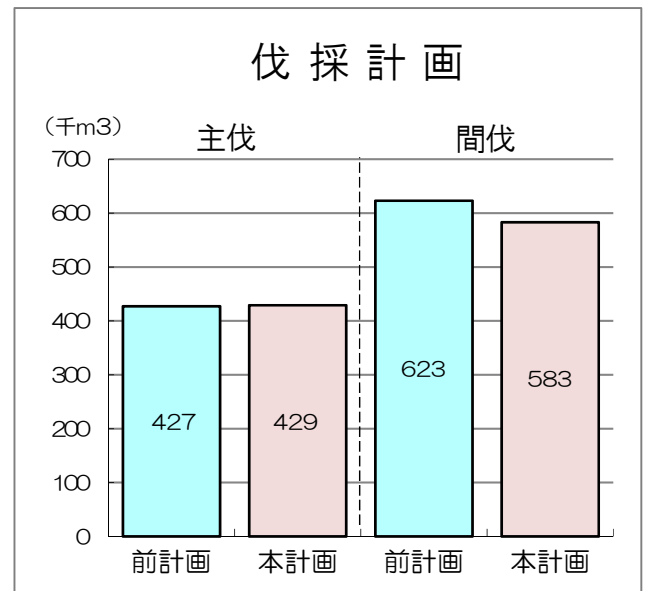
伐採

期待される機能に応じた将来の望ましい森林の姿に誘導するため、適切な時期の伐採、伐採箇所の縮小や分散、育成複層林化などを推進する計画

- ◎主伐：対象となる人工林が増加するが、成長が芳しくないことから、前計画と同程度の計画。
- ◎間伐：利用期を迎え、対象となる人工林が減少することから、前計画を下回る計画。

(単位 材積：千m³)

区分	前計画	本計画
主伐	427	429
間伐	623	583
計	1,050	1,012



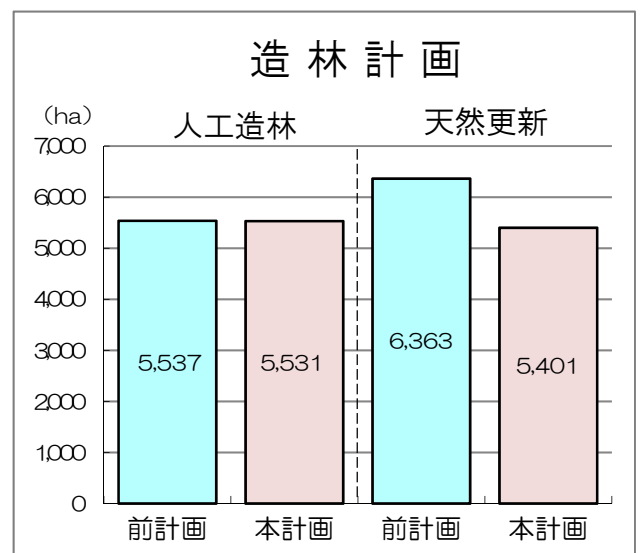
造林

伐採後の確実な更新を図るため、人工林については人工造林を、天然林については天然更新を基本とする計画

- ◎人工造林：主伐計画が前計画と同程度であることを踏まえて計画することから、前計画と同程度の計画。
- ◎天然更新：天然林の択伐を、前計画の実行量を考慮して計画し、更新が必要な面積が減少することから、前計画を下回る計画。

(単位 面積：ha)

区分	前計画	本計画
人工造林	5,537	5,531
天然更新	6,363	5,401
計	11,900	10,932



保安林の整備

◎保安林の指定・解除

水源の涵養^{かん}や土砂流出の防備などの森林の機能が失われないように保安林の指定を推進する計画

	水源涵養 ^{かん} のための 保安林 ^(注1)	災害防備のための 保安林 ^(注2)	保健・風致の保全等 のための保安林 ^(注3)	合 計(ha)
保安林の指定	1,509	299	534	2,342
保安林の解除	0	0	0	0

(注1) 水源かん養保安林

(注2) 土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ防止、落石防止、防火保安林

(注3) 魚つき、航行目標、保健、風致保安林

◎要整備森林の指定・解除

公益的な機能が低下している保安林は特定保安林に指定されており、その中で特に施業を早急^{せうきゅう}に実施しなければならぬ森林は要整備森林として指定される計画

また、要整備森林のうち、施業の実施が終了したものについては指定が解除される計画

	保安林種	特定保安林番号	要整備森林番号	箇所数	面積(ha)	所 在
指定	水源涵養 ^{かん}	67	①~③	3	11.48	枝幸町
計				3	11.48	

	保安林種	特定保安林番号	要整備森林番号	箇所数	面積(ha)	所 在
解除	該当なし					
計						

(5) 網走東部地域森林計画（案）の概要（令和3～12年度）

① 計画区の概要

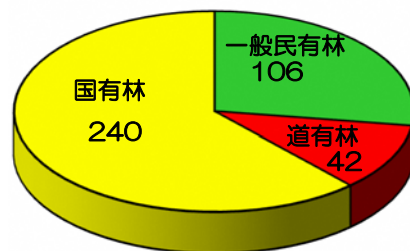
ア 森林・林業の概要

森林面積^(注1)：総土地面積の65%にあたる389千ha
 民有林面積：148千ha(計画区の森林の38%)
 民有林蓄積：31,883千m³
 haあたり蓄積：211m³(全道では152m³)
 伐採材積^(注2)：全道の13%の518千m³(うち民有林47%)

(注1) 平成30年度北海道林業統計

(注2) 令和元年度実績：道森林計画課調べ

森林の所管別面積（千ha）



イ 木材産業の概要

製材工場の原木消費量：272千m³(全道の16%)
 製材出荷量：130千m³(全道の17%)
 チップ工場の原料消費量：211千m³(全道の14%)

(注) 令和元年度実績：道林業木材課調べ

ウ 林業事業体等の概要

(令和2年3月31日現在)

区分	森林組合	造林業	素材生産業	木材・木製品製造業		
				製材	チップ	その他
網走東部	5 (5)	30	36	21	27 (21)	12
全道	79 (47)	379	373	143	166 (123)	72

(注1) 森林組合の()は中核森林組合で内数、チップの()は製材との兼業で内数である。

(注2) その他は、合単板、集成材、フローリング、プレカットの工場である。

(注3) 単位は森林組合・造林業・素材生産業が事業体数、木材・木製品製造業が工場数である。

② 前計画（前期H28～R2）に対する実績（H28～R2見込み）及びその評価

※「実行率」＝「実績」／「前計画(前期)」×100%

伐採

主伐は、利用期を迎えた人工林の皆伐が進んだことから、計画を上回った。

間伐は、間伐を見込んでいた比較的若齢の人工林の皆伐が進んだことなどから、計画を下回った。

(単位 材積：千m³)

区分	前計画	実績	実行率
主伐	1,676	2,491	149%
間伐	707	564	80%

造林

人工造林は、伐採後に天然更新を図る人工林が多かったことから、計画を下回った。

天然更新は、天然林の択伐が進まず、更新すべき森林が少なくなったことなどから、計画を下回った。

(単位 面積：ha)

区分	前計画	実績	実行率
人工造林	7,557	5,381	71%
天然更新	2,951	1,747	59%

保安林の指定

保安林の指定は、後期計画に繰り越した箇所があったことから、計画を下回った。

(単位 面積：ha)

前計画	実績	実行率
1,107	785	71%

③ 計画事項の概要

ア 計画期末の森林資源

(ア) 施業方法別の森林面積及び蓄積

- ◇ 伐採跡地や未立木地への人工造林などにより、効率的な施業を行う育成単層林を造成
天然生林については、的確に保全・管理
- また、森林の公益的機能を高度に発揮させるべき立地にある育成単層林や天然生林は、樹下植栽や林相改良、疎林への植栽などにより、育成複層林へ誘導

(単位 面積：ha 蓄積：千m³)

	面積				総蓄積
	総計	育成単層林	育成複層林	天然生林	
現況	147,511	73,404	23,286	50,821	31,883
計画期末	147,511	71,029	26,358	50,124	36,837

(イ) 保安林指定面積

- ◇ 公益的機能の発揮に必要な保安林面積は合計 37千ha

イ 計画量 (前計画 (H28~R7)、計画案 (前期 R3~R12))

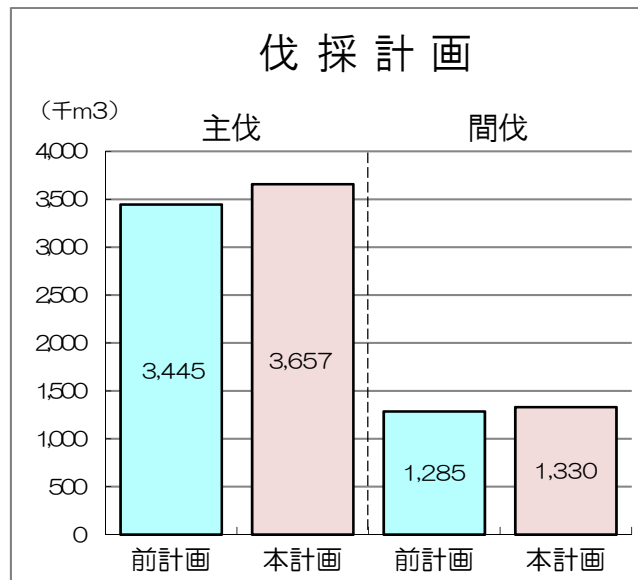
伐採

期待される機能に応じた将来の望ましい森林の姿に誘導するため、適正な時期の伐採や伐採箇所の分散、育成複層林化などを推進する計画

- ◎主伐：人工林の皆伐が進んでおり、対象となる人工林の資源量は前計画と大きく変わらないことから、前計画と同程度の計画。
- ◎間伐：利用期を迎え、対象となる人工林は減るが、比較的高齢で、面積当たりの材積が多い森林が占める割合が増加することから、前計画と同程度の計画。

(単位 材積：千m³)

区分	前計画	本計画
主伐	3,445	3,657
間伐	1,285	1,330
計	4,730	4,987



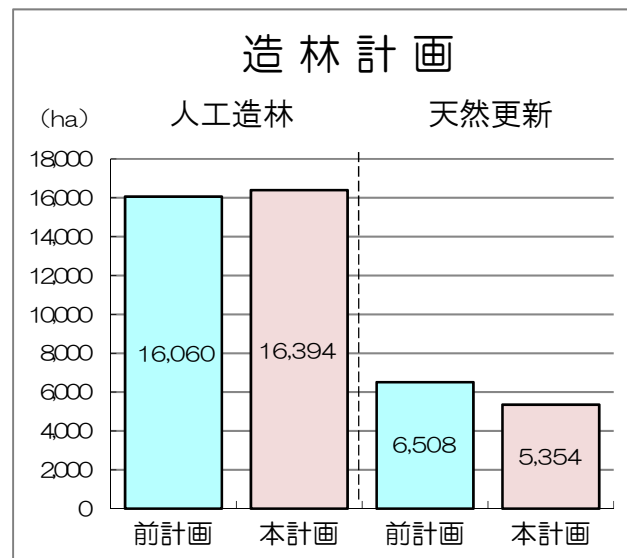
造林

伐採後の確実な更新を図るため、人工林については人工造林を、天然林については天然更新を基本とする計画

- ◎人工造林：主伐計画が前計画と同程度で、更新が必要な面積も同程度となることから、前計画と同程度の計画。
- ◎天然更新：天然林の択伐を、前計画の実行量を考慮して計画し、更新が必要な森林が減少することから、前計画を下回る計画。

(単位 面積：ha)

区分	前計画	本計画
人工造林	16,060	16,394
天然更新	6,508	5,354
計	22,568	21,748



保安林の整備

◎保安林の指定・解除

水源の涵養^{かん}や土砂流出の防備などの森林の機能が失われないように保安林の指定を推進する計画

	水源涵養 ^{かん} のための 保安林 ^(注1)	災害防備のための 保安林 ^(注2)	保健・風致の保全等 のための保安林 ^(注3)	合 計(ha)
保安林の指定	536	375	0	911
保安林の解除	0	0	0	0

(注1) 水源かん養保安林

(注2) 土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ防止、落石防止、防火保安林

(注3) 魚つき、航行目標、保健、風致保安林

◎要整備森林の指定・解除

公益的な機能が低下している保安林は特定保安林に指定されており、その中で特に施業を早急を実施しなければならない森林は要整備森林として指定される計画

また、要整備森林のうち、施業の実施が終了したものについては指定が解除される計画

	保安林種	特定保安林番号	要整備森林番号	箇所数	面積(ha)	所 在
指定	該当なし					
計						

	保安林種	特定保安林番号	要整備森林番号	箇所数	面積(ha)	所 在
解除	該当なし					
計						

3 地域森林計画変更計画（案）の内容

樹立区を除く 10 森林計画区において、計画の対象とする森林の区域の変更などがあるため、計画を変更します。

(1) 計画の対象とする森林の区域の変更

森林への編入及び森林以外への転用等により、森林の区域を変更します。

(単位 面積：ha)

計 画 区	計画の対象とする森林			備 考
	前計画(A)	変更計画(B)	増減(B-A)	
渡島檜山	273,015	272,762	▲253	耕作地等への転用
後志胆振	193,730	193,629	▲101	太陽光発電用地等への転用
日高	170,116	170,082	▲34	高速道路用地等への転用
石狩空知	293,924	294,096	172	原野からの編入
上川南部	145,706	145,653	▲53	耕作地等への転用
上川北部	162,137	162,026	▲111	耕作地、その他（資材置場）への転用
留萌	98,181	98,086	▲95	草地等への転用
網走西部	191,182	191,100	▲82	草地等への転用
釧路根室	268,263	268,184	▲79	草地、その他（太陽光発電用地等）への転用
十勝	274,446	274,011	▲435	草地、その他（高速道路用地等）への転用
合 計	2,070,700	2,069,629	▲1,071	

参考（樹立区）

(単位 面積：ha)

計 画 区	計画の対象とする森林			備 考
	前計画(A)	計画案(B)	増減(B-A)	
胆振東部	98,832	98,736	▲96	高速道路用地等への転用
宗谷	156,707	156,702	▲5	草地への転用
網走東部	147,592	147,511	▲81	太陽光発電用地等への転用
合 計	403,131	402,949	▲182	

参考（全道計）

(単位 面積：ha)

計画区	計画の対象とする森林			備 考
	前計画(A)	計画案(B)	増減(B-A)	
全道計	2,473,831	2,472,578	▲1,253	

※ 四捨五入により各項目の数値と合計があわないことがある。

(2) 林道の開設及び拡張に関する計画の変更

路網の骨格としての機能や森林施業の効率的な実施を確保する観点から、林道の開設等に関する計画を変更します。(渡島檜山、後志胆振、日高、石狩空知、上川北部、留萌、網走西部、釧路根室、十勝)

(3) 保安林整備等に関する計画の変更

水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため、保安林として管理すべき森林の種類別面積等を変更します。(渡島檜山、釧路根室、十勝)

(4) 要整備森林の所在及び面積等の変更

公益的な機能が低下している保安林は特定保安林に指定されており、その中で特に施業を早急に実施しなければならない森林は要整備森林として指定されます。

また、要整備森林のうち、施業の実施が終了したものについては指定が解除されます。

ア 指 定

該当なし

イ 解 除

計画区	要 整 備 森 林					
	保安林種	特定保安林番号	要整備森林番号	箇所数	面積(ha)	所 在
石狩空知	水かん	62	①	7	25.34	深川市
日高	土流	65	①、②	2	13.56	平取町
計				9	38.90	